



模擬裁判のための国際法

編集：2022 年度 WILC 役員会



2022 年 3 月末日

0 現代の国際社会

①法主体

「法主体」とは、権利・義務が直接に帰属する主体のことを言います。国内法の世界において、法主体は**政府・国民**です¹。他方、国際社会の法主体は、**国家**です。それぞれの国家が「主権」を有するため、お互いが平等²で独立しています。

国際公法の分野では、「どのような条件が揃えば国家と言えるのか?」「個人は法主体にならないのか?」といった問題も扱います。

②権力関係

国内では、政府と国民の間で統治「する」側 (=政府) と「される」側 (=国民) の違いがあり、上下関係がはっきりしており、「縦の関係」と言い表すことができます。上位機関である政府に権力が集中している集権的な構造が特徴です。

一方国際社会は、互いに平等であり、かつ、国家の上位機関が存在しません。したがって、この国家が権力を平等に有する分権的な構造です³。

ここまでで「国連や ICJ (国際司法裁判所) は国家の上位機関ではないのか?」と疑問に思った方もいらっしゃるかもしれません。しかし、国家の上位機関とは言えません。これは、大前提として国家は自分達がした「合意」にのみ拘束されるという原則があるためです。国家は国連憲章や ICJ 規程 (ICJ の裁判規則を定めた文書)、個別の条約などを通じて合意をしています。この合意は、国連や ICJ の決定に服することの表明と言えます。ゆえに、国家の同意なしで ICJ や国連の判断に拘束されることはないのです。

③法

国内社会では構成員は国内の法に従います。各国の法は当該国の領域内のみ適用されますので、国外でその法が適用されることはありません。しかし、国際社会において構成員は国際法に従います。この「国際法」はそれぞれの国家という枠組みを超えて、国際社会全体に適用されるのです。

	国内社会	国際社会
① 法主体	政府・国民	国家
② 権力関係	・政府と国民 (縦の関係) ・政府中心 =集権的構造	・国家間の横の関係 ・上位機関がない =分権的構造
③ 法	国内法	国際法 ★合意にのみ拘束される

¹ (ex) 憲法は政府と国民間を規律するものであり、民法は国民同士を規律します。

² 例えば、国連総会の議決権は、1国につき1票です。アメリカであろうとツバルであろうと、1票です。

³ 現在の国連加盟国数は193カ国であり、その構成員の少なさも特徴といえます。(要は「住民200人弱の村」です)

1 国際法とは何か？

「国際法」(International Law)

国家間の明示的または黙示的な「合意」に基づいて、主として国家間の関係を規定する法。条約および国際慣習法から成る。(出典：広辞苑)

(1) 国際法の基本的な性格

国際社会は、「上位機関が存在しない」「国家の主権平等に基づいた分権的構造」を特徴とします。しかし、合意をしたことについては守らなければいけません。これはローマ法の法諺「*pacta sunt servanda* (合意は拘束する)」に由来する、国際法の大原則です⁴。

(2) : 国際法を守る理由

国際法には強制力が存在しません。国際司法裁判所に事件を付託する際に「同意」が必要であるように、合意さえしなければその国際法に従う義務はないのです。それでも、現在の国際社会において、各国は国際法を遵守して(例外的状況は除く)います。明らかに不可解な行動や国際法に合致しなそうな行為であっても必死に「これは国際法に合致している」と弁明します。これはなぜでしょうか？

1. 相互主義

自国が合意した内容を他国にも遵守してもらいたい、だから自国も遵守する、というもの。

2. 立法過程への参加

条約策定・締結には多くの国家の利益が反映されているため、合意をすることがその国の利益になる場合が多いということです。

3. 共通利益

「国際社会・人類全体のためにこの約束を守りましょう！」というもの。
元々は海賊という「共通敵」に対応するためのルール作りでしたが、近年は人権や環境問題といった国際社会全体の共通利益のために約束を守る、ということです。

4. 国際世論の力

構成員が 200 ヶ国ほどの国際社会においては、個々の国家が行なっていることはすぐに他国の目に留まります。こうした国際社会においては、約束を守らない国と仲良くする国はどんどん減ってしまいます。国際法を遵守せず、平然としている国に対しては「国際法守らないの？ どうなっても知

⁴ 明示的に約束していない国にも効力を持つ「慣習国際法 (Customary International Law)」というものがあります

らないよ」という他国からのプレッシャーが加わることになります。その帰結がニュース等でも目にする事の多い「経済制裁」などの制裁行為です。

上記のように、各国が国際法を遵守することによって、国際社会の平和や安全が実現されます。しかし、すべての国家が国際法を遵守するとは限りませんし、現に国際法に反する行為（国際違法行為）を行う国家が存在します。

それらの国に対してどのように国際法のもとで遵守をさせるかということが国際公法を学ぶ上での重要な留意事項になるのではないのでしょうか。

2.国際法の主体

1. 国家

国際法における法主体とは、国際法上の権利・義務の直接的な帰属主体を指します。それゆえに、国際法において法主体と考えられてきたのは、国家のみでした。

では、どういった場合に国家が成立したといえるのでしょうか？

【国家の4要件】（1933年国家の権利義務に関する条約（モンテビデオ条約））

- (1)恒常的国民 (a permanent population)
- (2)領土 (a defined territory)
- (3)政府 (government)
- (4)外交能力 (capacity to enter into relations with other states)

上記の要件を充たし、他国による承認（国家承認）を受けた場合に国際社会によって国家と認められるのです。

2.国際機構

国際組織とは、特定の共通目的を継続的に達成するため、国家間の合意に基づき設立された、国家の集合体です。例えば、国連、世界保健機関(WHO)などが挙げられます⁵。

国際機構の権利義務内容は、その設立文書によって決まります。例えば、WHOは世界保健機関憲章で全人民の健康の向上を共通目的としており、この目的に反する行為を行う加盟国に対して勧告を行う権限があります。

国際機構も国際法上の法主体となりうるのか？といった点が問題となった事件がありました⁶。

【国際機構の性質】

- (1) 自律的意思決定能力...自らの名で自己の意思を決定しうる能力
- (2) 条約締結機能...加盟国や他の国際機構と条約を締結する能力
- (3) 特権・免除の享有...各加盟国の領域内で特権と免除を有する
- (4) 国際責任能力...違法行為に伴う賠償責任を負う

⁵ 【ICJ判例：WHO＝エジプト間協定事件（1980）】

「国際機構は国際法の主体であり、国際法の一般的規則、その設立条約あるいは当該機構が当事者となっている国際協定によって課された義務に拘束される。」

⁶ 【ICJ判例：国連損害賠償事件（1949）】

国連の国際法人格を肯定した。

（理由）固有の任務を持つ諸機関を有する／加盟国の国連に対する義務が明記されている／加盟国の領域における国連の法律上の能力と特権免除を付与されている／条約締結能力が認められている／諸問題に対する広い国際的責任が認められていることを列挙。

「国連は憲章に明記されていなくても、義務の遂行にとって不可欠な権限が必然的な帰結として付与されなければならない。」とする黙示的権限（implied power）の法理を示した。

3.個人

20世紀以降個人の人権を保護することが国際社会の共通利益となり、国際社会の第二次的な存在として個人も認められてきました。しかし、それが認められる範囲と基準には争いがあります。

①実体的基準説

国際法が個人の法的地位や権利義務を明確に定めているときは、個人の法主体性を広く認めるべきとする立場⁷。

②国際的手続説

個人の権利義務の規定だけでなく、さらにその権益を実現するための国際的手続が保障されていなければならないとする立場⁸。

現在も学説は割れていますが、概ね以下の条件が導かれます。

【個人の法主体が認められる条件】

- ① 国際法（条約・慣習国際法）が個人の権利義務を明確に規定していること
- ② 権利を実現できる国際的救済手続き（ex 国際的裁判）が存在すること

Ex)自由権規約(ICCPR)の選択議定書

- ・ ICCPR 7条：拷問、残虐な取扱い・刑罰の禁止

個人通報制度

：ICCPR上の権利を侵害された個人が、自由権規約委員会に通報を行うことができる制度。日本は批准していない。

〔参考〕外交的保護

自国民が外国でその生命、財産などに損害を受けた場合、適切な救済を与えるよう、個人の代わりに国家が国際裁判を行う国家の権利。外交的保護権は国家自身の権利として、個人の侵害を国家の損害と擬制して行使されます。

2. 準国家的主体

⁷ 【ICJ判例：ラグラン事件（2001）】

ウィーン領事関係条約の規定は「個人の権利」を創設したものであり、米国が同規定を侵害したことは、ドイツ・ドイツ国民に対する義務違反となる旨が判示された

（問題点）国際法上では国家をその権利義務主体であり、個人はその効果として国内法上の権利主体となるに過ぎないような場合にまで、法主体性が広く肯定される可能性が生じる。

→（例）通商航海条約のような場合、本国の外交的保護権を行使するに過ぎないはず（シシリー電子工業会社事件等）

⁸ ラウターバクト等通説。例として、中米司法裁判所、欧州人権裁判所、投資紛争解決センター、ユーゴスラビア・ルワンダ国際刑事裁判所、国際刑事裁判所（自然人を裁くための常設的な裁判所）、自由権規約委員会への個人通報権

内戦における交戦団体等のように、国家と類似する抵抗団体にも、限定的ながら国際法主体性が認められています。

(1)交戦団体...内戦などの際に反乱軍が一定地域を実効的に支配し、正統な政府や第三国が反乱軍を交戦団体として承認した場合、国際人道法（戦時国際法）の範囲内で国際法上の地位が認められる。

(2)亡命政府...外国軍の占領または内乱の発生の結果として政府機関が国外に脱出し、第三国の領域内で政府機能を行うために設立された機関（第二次大戦のフランス亡命政府などはこの例）。

(3)民族解放団体...国家としての独立・一体性を求め、外国の植民地支配・占領および人種差別に対し武力で抵抗している民族団体。

Ex ; パレスティナ解放機構(PLO)

国連憲章1条2項, 55条「人民の同権と自決の原則」による

(4)非政府間組織(NGO)...人権, 環境, 平和など地球規模の問題に国境を越えて取り組む非営利の民間組織。

3.主権・管轄権・免除

1.主権

主権とは、国家が有する基本的な権利です。個人が有する基本的人権と類似していると思えば想像しやすいかもしれませんが。そこでいう主権には「対内的主権」と「対外的主権」の2つの側面があります。前者は、国内における法律の作成・適用によって統治を行う絶対的権利のこと（憲法の「主権在民」の「主権」）です。後者は、他国との関係において自国の事柄について干渉されない権利のこと（世界史の「主権国家」の「主権」）。

国際法においては後者の概念が扱われ、以下の二つの原則が導かれます。

主権平等の原則

国家は、相互に**独立・平等**に取り扱われる権利を持ちます。それと同時に、他国を平等に取り扱う義務を有するという原則です。

不干涉原則

国家は自国の内政等に関する事項（国内管轄事項）に対し、他の国から干渉されない権利を持ちます。同時に、他国の国内管轄事項に干渉しない義務を有します。

確かに主権というものは国家にとって最も重要なものではあるのですが、主権を主張してばかりいると、国家の主権同士が衝突し国際紛争に発展してしまいます。

そこで、国内で管轄する事項（各国家が自国の権利を適用できる範囲）としての「**国家管轄権**」の概念が重要となるのです。

2.国家管轄権

国家が国内法を一定の人・財産・事実関係に対して適用し行使する国際法上の権能のことです。国家管轄権は以下の三種類に分類されます。

【分類】

(1) 立法管轄権

立法機関が国内で法令を制定し、一定の活動をその適用の対象とすることで、合法性の有無を判断する権限のこと。つまり、「法律を制定し、適用する権利」。

(2) 執行管轄権

行政機関が、逮捕や捜査など物理的な強制措置により国内法を執行する権限。つまり、「法律を使う権利」。

(3) 司法管轄権

司法機関が国内法令を適用し、具体的な事案の審理と判決の執行を行う権限。つまり、「法律を適用して裁判する権利」。

【管轄権を適用するには】

◆ 属地主義 (territorial principle)

国家はその国籍を問わず、領域内のすべての人に管轄権を行使できる。領域外には適用されない。

◆ 属人主義 (personality principle)

自国民が自国領域外で行った犯罪のうち、重大なものや、属人主義的な規定が存在するものについては管轄権を行使できる。

◆ 消極属人主義 (passive personality principle)

国外で生じた外国人の行為による被害者が自国民であることを根拠に、管轄権を行使できる。

◆ 保護主義 (protective principle)

国家の安全と存立などの国益を侵害する重大犯罪について犯罪者の国籍や行為地を問わず、自国の刑法を適用する

◆ 普遍主義 (universality principle)

諸国の共通利益または一般利益を害する犯罪について、犯罪者の国籍や行為地を問わず、その者の身柄を抑留・逮捕した全ての国の管轄権を認める。

e.g. 海賊, 国際犯罪 (拷問、ジェノサイド等), 人道に対する罪

【管轄権の調整】

複数の管轄権が併存する場合、ある犯罪に対して管轄権が重なってしまいます。

(例) A国内でB国民が犯罪をした場合

→A国は属地主義, B国は属人主義に基づいて管轄権を主張します。

このような場合に管轄権をどう調整するかが問題になります。

☆執行・司法管轄権の場合

基本的に属地的

⇒他国領域で、国際法上許可のない執行管轄権の行使は、相手国の領域主権を侵害する。

☆立法管轄権の場合

民事法関係：原則として国際法上の制限はない。

公法関係：正当な根拠または真正な連関がある限り域外適用が認められる。

→ただし、法律を適用できても、実際に執行することはできない。

3.主権免除 (国家管轄権の例外)

すべての国家は管轄権を有していますが、国家とその財産は他国の管轄権に服さない (=管轄権から免除される) という原則が存在し、この原則を主権免除と呼びます。

【主権免除の種類】

国家が服さない他国の管轄権は大きく2つに分けられます。

裁判権免除...他国の裁判管轄権に服さない。つまり、原則として国家は他国の裁判所で被告とならない。

執行免除...他国の執行管轄権に服さない。国際的な裁判所で被告国家が敗訴した場合に、原則として強制執行は行われぬ。(国家は主権免除を同意によって放棄することもできる。)

4. 法源（国際社会で適用される法の種類）

1. 国際司法裁判所(ICJ)規程 38 条 1 項

ICJ 規程 38 条 1 項では、下記の 4 つを裁判所の判断の基礎となる法と規定しています。

- A) 条約 (Treaty)
- B) 慣習国際法(Customary International Law)
- C) 法の一般原則(General Principle of Law)
- D) (法則決定の補助手段としての) 判決(Judgment)、学説(Teaching)

A)~C)は形式的法源といい、それ自体が法 (i.e. 国家に権利と義務を与えるもの) です。国家に直接作用し、裁判においては合法・違法の直接的基準になります。D)は実質的法源といい、形式的法源を解釈する際に参照するものです。

A)条約 (Treaty)

1. 概要

条約は、国際法主体の間で文書の形式で締結される国際的な合意のことをいいます（条約法条約 2 条）。条約には協定、規約、議定書、宣言などさまざまな名称が用いられますが、法的拘束力は同じです。

2. 条約法条約

条約の解釈・適用に関するルールは、長らく慣習法として形成されてきました。国際関係の円滑化を図るため、国連の国際法委員会(ILC)によって、その慣習を成文化する作業が行われ、条約に関するルールを定めた条約に関するウィーン条約（通称条約法条約）が作成されました。

この条約は、特に条約を解釈する上でのルールなどを定めたものとして有名です。以下に挙げる 4 つが特に有名です。

1. 条約の効力

- ・「pacta sunt servanda（合意は守られなければならない）」
→条約は当事国を拘束し、当事国は条約を誠実に履行する義務を負う(26 条)
- ・「合意は第三者を害しもしない」

条約は第三国(=非当事国)に対し、同意なしには権利も義務も創設しない(34 条)

2. 条約の解釈

ウィーン条約法条約 31 条 1 項

条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈する

原則として条約は同条に従って解釈されます。しかし、条約の趣旨や目的によっても条文の意味が不明瞭な場合には、解釈の補助的手段として、特に条約の準備作業及び締結の際の事情（主

に起草過程)に依拠します(32条)。起草過程の文書を記録に残したものを「コメンタリー」と呼びます。

3. 条約の優劣関係

当事国間に適用可能な法源が複数ある場合、どの法源を優先して適用するのかという問題に直面した際に検討する原則です。

☆ 特別法は一般法を破る

→これは、条約間だけでなく慣習国際法(後述)と条約の間でも適用される原則です。慣習国際法は国際社会全体に妥当する一般法であり、他方、条約は特定の当事国間のみ適用される特別法です。

☆ 後法は前法を廃す

→同じ締約国が、同じ事項について別の条約を締結したときは、前の条約は後の条約と両立する限度でのみ適用されます。

4. 強行規範 (jus cogens) について

強行規範 (jus cogens) とは、国家間の合意によってもいかなる逸脱も許されない規範を指します。強行規範に反する条約は当然無効となります。例えば、奴隷取引の禁止、拷問の禁止、ジェノサイドの禁止などがあります。

B) 慣習国際法 (CIL)

慣習国際法とは、「法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習」を言います。条約が当事国のみを拘束する成文法である一方、**慣習国際法はすべての国を拘束する不文法**で、国際社会のすべての構成員へ等しく拘束力を持ちます⁹。

≪慣習国際法の成立要件 (1969年北海大陸棚事件¹⁰) ≫

⁹ ※慣習国際法は、その成立後に登場する新独立国家 (=当該法規の形成に参加する機会を持たなかった国)をも拘束する。

※一方、その規則に一貫して反対している国は、当該慣習法によって拘束されない(1951年ノルウェー漁業事件)。

¹⁰ 1969年 北海大陸棚事件

北海大陸棚事件は、北海における西ドイツ・デンマークおよびオランダ3国間での大陸棚の境界画定において、1958年の大陸棚条約6条上に定められている等距離原則が、同条約の当事国ではない西ドイツに対して、慣習国際法上の規則として適用できるか否かが争われた事件です。

裁判所は、慣習法の成立には国家実行と法的確信が必要と説いた上で、本件において等距離原則は慣習法として認められないと判断しました。

① 広範な一般慣行 (State Practice) ...<<客観的要件>>

② 法的信念 (Opinio Juris) ...<<主観的要件>>

この2つの要件は完全に分けて検討できる性質のものではなく、「法的信念を伴った広範な一般慣行」が慣習国際法の厳密な成立要件。

1. 広範な一般慣行 (State Practice)

一般慣行とは、同様の実行が反覆、継続されて広く一般に受け入れられるにいたったものです。

1) 証拠としての実行

証拠としての実行には、国家実行(具体的な行為・外交書簡・国内法令・条約など)のほか、国連総会決議など国際組織の実行も含まれます。

2) 実行の一貫性

国家実行は、ある程度恒常的で均一の慣行として反覆される必要があります。但し、完全な一貫性は必要ありません。

3) 実行の一般性

当該慣行は、広く一般に受け入れられなければなりません。即ち、当該実行に特別の影響を受ける利害関係国以外も含めた多数の国家の実行が必要です。

4) 実行の継続期間

かつては長期間にわたる慣行を要件としましたが、今日では、国際社会の緊密化に伴って、比較的短期間に慣習法の成立をみるのが少なくありません。

2. 法的信念 (opinio juris)

法的信念とは、国家が当該行為を国際法上の義務、もしくは権能として確信して行うことです。

1) 法的信念の必要性

法的信念が不要だとすると、慣習国際法と国際礼譲との区別がつきません。従って、法的信念は、法と法でないものを区別する機能を持ちます。単なる儀礼や便宜、伝統ではなく法的義務の感覚と考えればわかりやすいかもしれません。

2) 認定手順

法的信念という概念は非常に抽象的なものなので、立証は国家実行などの客観的な個別の証拠から判断するしかありません。

そこで裁判所は、①ある実行が一般慣行として確立しているかを審理し、次に、②国家がその実行を国際法上の義務や権能として行ったかを認定する、という手順をとります。

C) 法の一般原則

法の一般原則とは、各国の国内法に共通する一般的な法原則で、かつ、国家間の関係に適用できる原則を指します。

この原則が裁判準則として認められたのには、裁判所が条約や慣習法が存在しないことを理由に裁判を行えなくなることを回避する、という目的がありました。もともと形式的法源は条約と慣習国際法の2種類のみでしたが、法源の不存在を理由とした裁判不能を防ぐために、法の一般原則が観念されました。

Ex) 禁反言 (エストoppel) の原則 →過去の行動と矛盾する主張を禁じる原則¹¹

11 【ICJ判例：ブレア・ビヘア寺院事件 (1962)】

D) 裁判の判決・学説

判決、学説などの実質的法源は法則決定の補助手段とされ、形式的法源の内容・範囲の明確化に使われます。ただし、判決や学説に準拠した裁判は、その事件にのみ拘束力を持つに過ぎず、先例拘束性 (裁判所において先に同種の事件に対する判例があるときはその判例に拘束されるといふもの)は持ちません(ICJ 規程 59 条)。

《国際判決》

国際判決は、それ自体が裁判規範とはなりませんが、法則決定の補助手段となります。国際判決については、特に国際司法裁判所 (ICJ) の判決が重要であり、①条約の解釈、②慣習国際法の内容の確定、③法規の創造の機能を持つとされています。

《学説》

権威ある学説は、国際判例と同様に法則決定の補助手段とされます。学説の見解が一致している場合などには引用されることがあります。

カンボジアとタイの国境にあるプレア・ビヘア寺院及び周辺地域の帰属が争われた事件です。国境画定作業に関連する地図上の国境線が、実際とは異なっているにも関わらずタイが受け入れてきた点が争点になりました。裁判所は、地図上の線と実際の国境線とが一致しなかったにも関わらず、その地図について長期間異議を唱えなかったタイの一連の態度に関して、タイが地図を「黙認」したものと評価しました。

5.国家責任

「国家責任」とは、国家が国際義務に違反するか、または国際義務を履行しないときに発生する、「**国家**」が負う責任（**国家責任**）のことです。この国家責任に関するルールはもともと慣習国際法として存在していましたが、国際法委員会によって「**国家責任条文**」として2001年に成文化しました。「**条文**」という名前ですが、まだ条約として発効している訳ではなく、「**慣習法がまとまった文書**」という認識が良いと思います。

1.国家責任の発生要件

国の国際違法行為は、次の場合に存在する。すなわち、作為または不作為からなる行為が、

- (a)国際法上当該国に**帰属**し、かつ
- (b)当該国の**国際違法行為**を構成する場合

(a) 行為の国家への帰属

「作為または不作為が国家に帰属する」とは、当該行為が国家の行為としてみなされることをいいます。国家とは抽象的な団体であるため、何かしらの媒介をとおして実現されます。従って、どのような個人のどのような行為が国家の行為とみなされるかが問題となります。

①国家機関の行為

国家機関の地位にある者の行為は、国内的な権力配分（立法・司法・行政の区分など）に関わらず、当該国家の行為とみなされます（4条）。

◆権限踰越行為

国家機関の権限外の行為や命令・指示に反する行為であっても、当該機関が「その資格においてなした行為（acting in that capacity）」であれば、国家の行為とみなされます（7条）¹²。

◆事実上の国家機関の行為

私人が国の単なる道具といえる程度まで、事実上完全に国に依拠する場合に当該私人は、事実上の国家機関とみなされます（ニカラグア事件）。

②私人の行為

原則として、私人の行為に対して国家は直接に責任を負うことはありません。しかし、例外的に以下の場合には、私人の行為であっても国家の行為とみなされます。

(i) 国の指揮下の私人の行為

私人が国家の命令・指揮の下で行動する場合、当該行為は国家の行為とみなされます（8条）¹³。

¹² 具体的には、外見的には権限を有する者のように行動したり、その資格に固有の手段を行使した場合などがこれに当たります。

EX.条約交渉のみをする権限しか与えられていない外交官が、条約の締結までしてしまった。

¹³ いかなる程度の指揮・命令があれば私人の行為が国家に帰属するかの基準についてICJは、実効的支配を及ぼしていることが必要であるとした（ニカラグア事件）。

(ii) 国家による認容

支配・命令の関係にない場合であっても、国家が私人の行為をその継続中もしくは事後的に認容しかつ採用したときは、当該行為は国家に帰属します（11条）。

(b) 国際義務の違反

国際違法行為は、条約、慣習国際法といった法源を問わず、あらゆる国際義務の違反（=当該義務の要求に合致しない作為/不作為が存在すること）によって成立します。

◆ 相当の注意義務違反

国家は、自国領域内にいる**私人**が外国または外国人の権利を侵害しないように防止すべき事前の注意義務を負います。さらに、国家はそのような私人の侵害行為が発生した場合に、適切な救済措置を被害者に与える義務を負っています。この義務を**相当の注意義務**といいます。この義務を怠ったとき（=不作為があった場合）には国家責任が発生します。

2. 違法性阻却事由

国家の国際義務違反行為であっても、一定の状況下ではその行為の違法性が阻却（考慮されない）され、国家責任が生じないことがあります。この特別の事情を**違法性阻却事由**と言います。

① 被害国の同意 (20条)

国際違法行為の違法性は被害国の事前の同意が存在すれば、加害行為の違法性は阻却されます。

② 対抗措置(22条, counter measure)

対抗措置とは他国の国際違法行為に対する復讐です。国際法違反に対する制裁措置であり、他国の違法行為を前提としない報復とは異なります。

③ 自衛(21条, self-defense)

国際法違反の行為であっても、国連憲章と両立する合法的な自衛措置は、その違法性が阻却されません。自衛権行使の要件として、**武力攻撃の発生、緊急性、均衡性**があります。

④ 不可抗力 (23条, force majeure)

不可抗力とは意図的でない国家の国際法違反の行為を正当化するために援用される事由です。

⑤ 遭難 (24条)

国家の行為を行う者が自己または保護を委託された者の生命を救命するために、国際義務に反する手段しかとれない状態をいいます。

⑥ 緊急避難 (25条, necessity)

緊急避難は国家が重大かつ切迫した危険から自国の存在その他の重大な利益を保護するために、あえて国際義務に違反する行動をとることです。

→他国内で活動する反政府組織への支援の場合、武器や資金の提供や訓練等を通じて組織を一般的な支配に置いているのみならず、個々の具体的な作戦行動に対する指示等の実効的支配を及ぼしていなければならない

3. 国際的請求を提起する権利

国家の国際請求の提起は次の2つの場合に区別されます。

① 国家自身の権利が侵害された場合

裁判提訴の手続的要件を除き、特段の手続的条件や制限はありません。

② 自国民の権益が侵害された場合

伝統的に国際法主体性が否定されてきた私人は、原則として、国際請求を提起する資格を有しません。従って、個人権益の侵害に対する請求は、本国の外交的保護の行使をまって国際的に提起されることとなります。

★外交的保護

自国民（自然人・企業など）が外国でその生命、財産などに損害を受けた場合、適切な救済を与えるよう外交手段を講じて相手国に要求する国家の権利のこと。

《条件》

- ① 国籍継続の原則
- ② 国内的救済完了の原則

① 国籍継続の原則

被害者が、損害を受けた時点から請求を提起する時点まで継続して、外交的保護権を行使する国の国籍を有していることをいいます（ノッテボーム事件）。国家は国民が被害を受けたことにより、間接的に被害を受けたとして個人の損害を国家の損害と法的に擬制し、請求をします。

② 国内的救済完了の原則

被害者である外国人が、加害国内で利用できるあらゆる救済措置を尽くしていることをいいます（インターハンデル事件）。例えば、加害国で裁判を起こしたが、十分な救済がはかられない場合などです。外国にいる私人はその国の領域主権に服するため、無制限に外交的保護権が認められてしまえば、他国の主権を侵害してしまうこととなります。そこで、私人と国家の間の紛争が容易に国際紛争に発展するのを防ぐために、この原則が要件とされています。

4. 国家責任の法的効果

国家責任が発生した場合、被害国が請求を起こすことに対し、違法行為を行った被告国は、①違法行為の中止と再発防止、②国家責任の解除をする必要があります。

① 違法行為の中止と再発防止の保証

国際違法行為を行った国は、まずその行為を中止しなければなりません（30条(a)）。また、場合により、二度と同様の違法行為を行わないとする再発防止の保証をしなければなりません（同条(b)）。

② 国家責任の解除

国家責任の解除の方法には、原状回復、金銭賠償、満足があります(34条)。

(i) 原状回復

国際違法行為が行われる以前の状態を回復させることです。これは他の責任解除の方法に優先します。

(ii) 金銭賠償

国際違法行為から発生した状態が原状回復によって十分に償われない場合、その損害を金銭に評価してその金額を支払う方法です。

(iii) 満足

原状回復と金銭賠償で償われえない限度で行われるもので、具体的には裁判所による違反の承認や、公式の陳謝などがあります。

6.人権法・人道法

1.人権法

フランス革命以後、国家と個人との関係を定める法体系が作られる中で次第に認められた、個人の尊厳のための固有の権利のことです。特に重要なのは**自由権・社会権**。

・自由権...**国家からの自由**

国家が個人の領域に対して権力的に介入することを排除し、個人の自由な意思決定と活動を保障する人権

・社会権...**国家による自由**

社会的・経済的弱者が「人間に値する生活」を営むことが出来るよう、国家の積極的な配慮を求めることの出来る権利。

これらの人権に関する事項は国際的な関心事とはなりましたが、**国内問題で処理される範囲内**であることから、第二次世界大戦の時期まで国際的な取り決めなどはなされませんでした。

2.国際人権法

人権を個別の国家だけでなく、国際的にも保障するために作られた国際法の分野のことです。人権法は基本的に平時(非戦時)の法であり、平時における人間の権利について定めています。特筆すべきは、国際人権法は国家の義務だけでなく、国際法の非主体である個人の権利をも定めたものという点です。

3.国際人権法の成文化

国際人権法の形成

(1)世界人権宣言 (1948年)

国連総会と国連人権委員会が発足。⇒採択へ

(2)国際人権規約 (1996年)

各国で慣習法とされる人権を2つの条約にまとめたもの。

a. 社会権規約 (経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際規約)

【対象】社会権

EX.労働や社会保障に関する権利, 生存権的権利(11条), 教育権(13条)

【性質】国家に積極的な行為を要求するもの

⇒国家には、人権を「完全な実現を漸進的に達成するため」利用可能な手段を最大限に用いて行動するよう義務(漸進的義務)がある

b. 自由権規約 (市民的及び政治的権利に関する国際規約)

【対象】自由権

EX.生命の安全(6条), 拷問等の禁止(7条), 奴隷の禁止(8条), 公正な裁判を受ける自由(14条)等が規定されています。

【性質】 国家の干渉の排除する性質

⇒国家には規定を直ちに履行する義務 (即時的義務) がある。

☆人権条約の実施制度

各人権条約には、各条約の批准国が条約上の義務を適切に履行できているかを監視するための条約機関が設置されています。

EX.自由権規約...自由権規約委員会 (Human Rights Committee/ HRC)、それらの機関が中心となって人権侵害があった場合の対応を行なっています。

① 国家報告制度

締約国が条約上の義務を適切に履行しているかに関し、定期的な報告書を自ら条約機関に提出し、それを条約機関が審査する制度。提出された報告書は委員によって検討され、その後、国家代表の会合の場において具体的な質疑応答が交わされ、**建設的対話**が目指されます。

② 国家通報制度

締約国が義務履行しない場合、他の締約国が条約機関に通報する制度

③ 個人通報制度

人権侵害などの被害を受けた個人が、その人権侵害を条約機関に申し立て、条約機関が審査する制度。条約違反の有無の認定と救済勧告を行います。ただし、締約国が個人通報制度を受け入れることを別段に合意しなければなりません。

(3)欧州人権条約 (1950年)

ストラスブールにある欧州人権裁判所で使われる地域的な人権条約ですが、他の国際裁判所でもここでの判決がしばしば援用されます。自由権規約の参考になったとされています。

他にも国際人権規約を基にして、各論的な分野ごとに様々な条約が作成、採択されてきました。例えば、「女性差別撤廃条約」、「ジェノサイド条約」、「児童の権利条約」、「難民条約」拷問等禁止条約」などがあります。

☆域外適用

自由権規約 2条 1項には、「この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、.....この規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。」

と規定されています。主張を起こしたい国の管轄権がどこまで及ぶかという問題とも密接に関わるので、事例を検討する際に意識する必要があります。

この条約の文理上、自由権規約はその適用範囲を領域に限定しているように考えられます。近年は、この点に関して、領域を越えて国家が義務を負う状況が有り得るのではないかが問題となっています。、パレスチナにおける壁建設の法的帰結に関する勧告的意見においてICJは、この文言は「その領域内にあり or 管轄の下にあるすべての個人」と解釈されるべきであると判示されています。(た

だもちろん、「その領域内にあり **and**(かつ)管轄の下にあるすべての個人」と解釈する立場も存在しないわけではありません。)

2. 人道法 (武力紛争法)

人道法 (武力紛争法) とは、**戦争**のような混乱期においても最低限守られるべき個人の権利に関する法のことです。

①人道法 (武力紛争法) の適用問題

人道法 (武力紛争法) は戦争自体を予防するものではなく、武力衝突、特に戦争における惨禍や犠牲を防止していく点にあります。(これを *Jus in bello* といい、戦争を予防するものを *Jus ad bellum* と言います)。

★国際的武力紛争 (IAC, 国家 vs 国家)

人道法は「事実上の戦争」(*de facto war*) を含むあらゆる国際的な武力紛争に適用され、かつ、原則としてその全当事国に等しく適用されます (**武力紛争法の平等適用**)。すなわち、侵略国と被侵略国に関しては対等として扱われます。

感情的には納得できないかもしれませんが、この趣旨は武力紛争の惨禍の抑制という目的があつてのことです。よって、武力行使の違法性は別に問題となります。

★内戦 (NIAC, 国家 vs 反政府組織)

一国内における政府と反政府組織との武力紛争 (内戦、*civil war*) は一般に国内問題とされ、既存の政府は反政府組織を「交戦団体」と認定しない限り、両者のあいだには国際法上の交戦法規は適用されませんでした。そのため、これまでの内戦は国家間の武力紛争以上に凄惨で残虐なものとなるが多かったのです。

そこで、1949年のジュネーブ条約は、一国内における「国際的性質を有しない武力紛争」に適用すべき、人道的取扱いに関する最低限の規定を設けました。

②武力行使の手段と方法の規制

武力の行使が違法となった今日において、(1)武力行使の手段と、(2)その方法に対しても人道的な規制がされます。(1)一般的な戦闘手段のうち、特定の軍事目標に限定しえない兵器は禁止されており、特に大量破壊兵器がその対象となります。

また、(2)戦闘方法の規制としては、戦闘手段と同様に、一般住民や非軍事的施設等に対する無差別の攻撃は禁止されています。

③武力紛争の犠牲者の保護

1949年のジュネーブ条約及び追加議定書は、武力紛争の犠牲者の保護を規定しています。その根底にあるのは、**戦闘員と一般文民の区別**です。そして、捕虜は身体に重大な危害を加えられることは許されず人道的に扱う必要があります、捕虜に対する報復、人種などによる差別は禁止されています。